

相続に関するご案内

令和6年4月から相続登記が義務化されました

※相続で不動産取得を知った日から3年以内に相続登記をする必要があり、
正当な理由なく義務に違反した場合、10万円以下の過料の適用対象となります。

※詳しくは下記のご相談先にご確認ください。

相続登記に関するご相談先

【山形地方法務局】(事前予約制)

本局(山形市)	☎023-625-1321	村山出張所	☎0237-53-2812
寒河江支局	☎0237-86-3258	新庄支局	☎0233-22-7528
米沢支局	☎0238-22-2148	鶴岡支局	☎0235-22-1003
酒田支局	☎0234-25-2221		

相続登記の専門家に相談したい場合は山形県司法書士会へ

【山形県司法書士会】

☎0120-13-7832(相続登記センター)

相続登記は司法書士にご相談ください。

【山形県土地家屋調査士会】

☎023-632-0842

(月1回、県内5か所で無料相談)

「法定相続情報証明制度」について

平成29年5月29日から全国の登記所(法務局)において、各種相続手続きに利用することができる、「法定相続情報証明制度」が始まり、この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本等の束を何度も出しなおす必要が無くなりました。

※相続手続きで必要となる書類は各機関で異なりますので、提出先機関にご確認ください。

また、申出の手続きは、次の資格者代理人に依頼することができます。

- ・弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、
海事代理士、行政書士

詳しい手続きは

法務局 法定相続情報

検索

をご覧ください。

なお、詳細については上記法務局へお問い合わせください。